

障がい理由とする差別解消のための周知・啓発の取組について

(1) 広報媒体を活用した周知・啓発

① 広報あおもりへの掲載

- 「障がいのある人もない人も共に生きる社会づくり条例」特集を掲載（平成29年5月15日号）
- 「ヘルプカード、ヘルプマーク」特集を掲載（令和2年6月15日号）

② 市ホームページでの周知

- 差別に関する相談窓口等を掲載（平成29年5月）

③ ハンドブック等の作成・配布

- 「知ることからはじめる障がいへの理解」ハンドブックの配布（平成29年5月） 【参考資料5】
- 「障がいのある人もない人も共に生きる社会づくり条例」リーフレットの配布（平成29年11月）
【参考資料6】

(2) 研修・講演などでの周知・啓発

① 市職員への周知

- 新採用職員研修にて、「障がいのある方への対応」をテーマに講義（平成29年度から継続し実施）
- 新任課長研修にて、「障がいのある方への対応」をテーマに講義（平成30年度から継続し実施）
- 「障がいのある方へ配慮ある対応をするための職員対応マニュアル」を作成（平成30年4月）
【参考資料7】

② 市民のかたへの周知

- 寿大学（東部市民センター）にて、「障害者差別解消法」をテーマに講義（令和元年11月）
- 障がい者週間において、市役所庁舎内でパネル展を実施（平成29年度から継続し実施）

(3) 合理的配慮の取組

- 市窓口に「コミュニケーション支援ボード」を設置（平成30年4月）
- 「青森市手話言語の普及及び多様な意思疎通の促進に関する条例」の施行（令和2年4月）